

農地台帳の公表について

平成27年4月から農地台帳が公表されます

農地法の改正で、農業委員会は管内の農地について農地台帳を整備し、地図とともに電子化し、公表することが法律に定められました。地番、地目、面積など基本的な項目はインターネットその他の方法で公表することになります。【図①】

- (1) インターネットでの公表は、農業委員会による農地情報の公表事務を支援するため、全国農業会議所が作成する「全国農地ナビ（農地情報公開システム）【図②】」を利用し、パソコンとインターネットを使って、地図上で農地の所在（場所）等の基本的な情報を見ることができる仕組みを提供します。なお、所有者、賃借人の氏名や住所など、公表によって個人の権利や利益を損なう情報はインターネットでは公表されません。
- (2) 農業委員会窓口での公表は、農地を特定して閲覧申請をすれば、インターネットで見ることができる情報のほかに、所有者や耕作者の氏名も含めた情報を「閲覧」できます。書面で「提供（要約書交付）」を受ける際には、所有者や耕作者の氏名は印字されない文書となります。
- なお、閲覧及び提供（要約書交付）については、町の条例に基づいて手数料を求める場合があります。

図①

インターネット・農業委員会窓口での公表事項について

	公 表	
	インターネット	農業委員会窓口
農地の所在、地番、地目及び面積	○	○
賃借権等の種類・存続期間	○	○
耕作者ごとの整理番号	○	○
遊休農地の措置の実施状況	○	○
貸付けに関する所有者の意向	△	△
農振法・都市計画法等の区域区分	○	○
農地中間管理機構が借りている農地かどうか	○	○
所有者の氏名・名称	×	○
賃借人等の氏名・名称	×	○
耕作者の氏名・名称	×	○
所有者の住所	×	×
賃借人の住所	×	×
借賃等の額	×	×
権利移動に係る手続の根拠法	×	×
納税猶予の適用状況	×	×
その他必要事項	×	×

○がついた項目は公表します。

△がついた項目は公表に同意した場合のみ公表します。

×がついた項目は公表しません。

図② インターネットでの公表イメージ



※イメージは、町内の図面ではありません

問い合わせ

農業委員会（東脊振庁舎） TEL:37-0353（直通）